

# 暮らしのそばで こんな市民活動

自分たちの住む街をよくするために、未来を担う子供たちのために、かけがえのない自然を守るために、海の向こうのだけのために・・・札幌には多数の市民活動団体があります。彼らがどんな思いで、どんな活動をしているのか、ほんの一部をご紹介します。

## NPO先進国にみる 市民活動支援

「NPO」という言葉は、日本語で民間非営利組織などと訳され、市民活動団体より広い意味で使われます。もともとアメリカ独自の文化と法人制度などを背景に生まれた概念ですが、現在では営利を目的としない民間団体の総称として、世界中で使われています。広義には社団法人や財団法人、労働組合、農協なども含まれます。

約百万のNPOが活動するアメリカでは、NPOへの経済的な支援体制も整っています。例えば、二十五年前に設立されたサンフランシスコのタイズ財団は、NPO支援団体の一つ。市民や企業などから寄付を募り、年間およそ二十億円を、約千にも上るNPOに助成金として配分しています。

また、行政の施策としては、NPOに寄付をする市民に対して、一定の基準を満たす場合に税控除措置をとる制度もあり、活動の支援体制をとつても、文字通りNPO「先進国」といえます。

わが国では、市民活動を取り巻く法制面の動きはまだ始まったばかりです。平成十年にスタートしたNPO法は、これまで任意団体として活動してきた団体に、一定の条件の下で法人格を与えるものです。

法人格を取得したNPOは、従来個人名義で行っていた契約や銀行口座の開設などに、法人名義が使えるようになるなどのメリットがあります。札幌市内では、これまでに五十以上の団体が法人格を取得しています。

わが国のNPO法の下では、まだ税制面での優遇措置などはありません。自治体レベルで施設や事業の面で支援に取り組むところも増えつつありますが、市民活動団体からは、さらなる支援を求める声も寄せられています。

## NPO法人格を取得することで 社会的な信頼を得られます。

NPO法人 北海道グリーンファンド  
理事長 杉山さかえさん



「北海道グリーンファンド」は、市民による自然エネルギー発電所の設立を目指しています。

参加家庭には、毎月の電気料金に5%を上乗せした額を「北海道グリーンファンド」に口座振替でお支払いいただきます。電気料金分は私たちが電力会社に支払い、上乗せした5%を、自然エネルギー発電所設立のための寄付金として積み立てます。このようなシステムを民間で行うのは全国でも初めてです。

皆さまの家庭からお金を預かって活動しているので、財政の透明性や信頼性が大切です。個人ではなく、公的に認められた団体として活動するために、NPO法人格を取得しました。現在のNPO法では、活動を資金面から支える税制上の措置などはありませんが、やはり法人格を取得したことで、社会的な信頼は得ることができていると思います。

現在は「21世紀北海道のエネルギー政策をつくる市民実行委員会」にも参加し、二酸化炭素削減のマスタープラン作成にかかわっています。化石燃料の使用を抑えるための代替エネルギーとして、風力や太陽エネルギーに注目するべきだと思います。今後は行政や他の団体とも密接に連絡をとって、この活動をもっと大きくしていきたいですね。(談)

情熱は  
だれにも負けない。  
みんなのそんな一途な思いが、  
地道な活動を  
支えているんだね

## 福祉・国際協力 飛んでけ！ 車いすの会

不用になった車いすを、アジアなどの発展途上国の障害者に届けるのが「飛んでけ！車いすの会」の主な活動。輸送費をかけずに送るため、旅行などで現地を訪れる人に車いすを託し、手荷物として運んでもらいます。平成十年の発足から十二年八月までに、二百三十台の車いすを十三カ国に届けました。会の活動が知られるにつれて、一般の方からの「海外旅行に行くので持っていきたいと思います」という申し出も増えてきたそうです。

「子供の成長や障害の程度に応じて買い替えられるため、中古の車いすは案外たくさんあります。それを困っている方に役立ててもらおうと始めた活動です。旅行者には、なるべく現地を訪れて手渡しするようお願いしています。直接顔を合わせた方が、福祉や国際交流に関心を持ってもらえると思うんです」と、理事の長谷川聡さんは語ります。

車いすの集荷・保管・運搬は札幌通運が全面的にバックアップ。「設立当初から援助を申し出てくれました。倉庫や事務所も貸していただき、大変助かっています」と話すのは事務局長の吉田三千代さんです。

平成十二年六月にNPO法人格を取得。「公的に認められた団体となることで、海外でも信頼が得やすくなります」と吉田さん。道外からも活動に関する問い合わせが増えていくため、より一層国内外に情報網を充実させ、幅広い交流を行ってきたいとのことでした。

- ### NPO法人になるには
- ① 営利を目的としないこと
  - ② 「特定非営利活動」を行うことを主な目的とすること(下表参照)
  - ③ 十人以上の社員を有すること
  - ④ 役員のうち報酬を受ける者の数が全役員数の三分の一以下であること
- など、一定の要件を満たした団体はNPO法人格取得の申請をすることが出来ます。申請書受理から四カ月以内に認証・不認証が決定し、認証後、登記することにより法人として成立することになります。
- 申請に関する問い合わせ  
北海道環境生活部・生活文化室

### 特定非営利活動の12分野

12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助	子どもの健全育成	男女共同参画社会の形成の促進	国際協力	人権の擁護又は平和の推進	地域安全	災害救援	環境の保全	文化、芸術又はスポーツの振興	まちづくりの推進	社会教育の増進	保健、医療又は福祉の増進

※上記の分野に該当し、不特定多数の利益の増進を目的とする活動

生活振興課NPO推進係  
〒060-0858  
札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道庁本庁舎12階  
電話：231-4111  
(内線24-174)